

訂正箇所	正誤区分																																																																																					
	誤	正																																																																																				
特記仕様書 P14 18-2 建設副産物の活用等(1)(2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊(有筋)</td> <td>コンクリート構造物(取壊し箇所)</td> <td>約 35m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊(無筋)</td> <td>W J 工法及びアンカー削孔(取壊し箇所及び削孔箇所)</td> <td>約 48m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>W J 工法によるはつり処理箇所</td> <td>未定</td> <td>最終処分場 汚泥処理は別途協議</td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物 (塗膜剥離剤廃塗膜)</td> <td>上部工 鋼桁 (付属物等の設置箇所)</td> <td>約 16 t</td> <td>最終処分場</td> </tr> <tr> <td>一般管理産業廃棄物 (1種ケレン)</td> <td>上部工 鋼桁 (付属物等の設置箇所)</td> <td>約 1 t</td> <td>最終処分場</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊 (有筋) (無筋)</td> <td>㈱田端工業リサイクルセンター</td> <td>埼玉県川越市 下小坂字五反田 775-1</td> <td>定休日:日曜日、祝日 第2・4土曜日 廃材の小割条件:30×30×10cm以下 受入時間帯:8:00~17:00</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物 (塗膜剥離剤廃塗膜)</td> <td rowspan="2">㈱大洋サービス</td> <td rowspan="2">静岡県浜松市西区 篠原町26745-1</td> <td>定休日:日曜日、祝日 荷姿:ドラム缶 受入時間帯:8:00~16:30</td> </tr> <tr> <td>一般管理産業廃棄物 (1種ケレン)</td> <td>荷姿:フレキシブルコンテナパック 又はドラム缶 受入時間帯:8:00~16:30</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 建設汚泥の処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>18-3 再生資材供給量の報告 本特記仕様書18-2(2)「再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地」による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保出来ない場合は、監督員に報告(様式-5)し、その指示に従うものとする。</p> <p>18-4 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用 再生資材の使用及び建設副産物の活用等(建設汚泥を除く)に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。 また、本特記仕様書18-2「建設副産物の活用等」(3)により定められた処理に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	コンクリート塊(有筋)	コンクリート構造物(取壊し箇所)	約 35m ³	再資源化施設	コンクリート塊(無筋)	W J 工法及びアンカー削孔(取壊し箇所及び削孔箇所)	約 48m ³	再資源化施設	建設汚泥	W J 工法によるはつり処理箇所	未定	最終処分場 汚泥処理は別途協議	特別管理産業廃棄物 (塗膜剥離剤廃塗膜)	上部工 鋼桁 (付属物等の設置箇所)	約 16 t	最終処分場	一般管理産業廃棄物 (1種ケレン)	上部工 鋼桁 (付属物等の設置箇所)	約 1 t	最終処分場	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊 (有筋) (無筋)	㈱田端工業リサイクルセンター	埼玉県川越市 下小坂字五反田 775-1	定休日:日曜日、祝日 第2・4土曜日 廃材の小割条件:30×30×10cm以下 受入時間帯:8:00~17:00	建設汚泥	-	-	-	特別管理産業廃棄物 (塗膜剥離剤廃塗膜)	㈱大洋サービス	静岡県浜松市西区 篠原町26745-1	定休日:日曜日、祝日 荷姿:ドラム缶 受入時間帯:8:00~16:30	一般管理産業廃棄物 (1種ケレン)	荷姿:フレキシブルコンテナパック 又はドラム缶 受入時間帯:8:00~16:30	<table border="1"> <thead> <tr> <th>建設副産物の種類</th> <th>発生場所</th> <th>数量</th> <th>活用方法等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊(有筋)</td> <td>コンクリート構造物(取壊し箇所)</td> <td>約 35m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊(無筋)</td> <td>W J 工法及びアンカー削孔(取壊し箇所及び削孔箇所)</td> <td>約 48m³</td> <td>再資源化施設</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>W J 工法によるはつり処理箇所</td> <td>未定</td> <td>最終処分場 汚泥処理は別途協議</td> </tr> <tr> <td>一般管理産業廃棄物 (研削材)</td> <td>上部工 鋼桁 (付属物等の設置箇所)</td> <td>約16 t</td> <td>最終処分場</td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物 (塗膜剥離剤 廃塗膜・ケレンかす)</td> <td>上部工 鋼桁 (付属物等の設置箇所)</td> <td>約1 t</td> <td>最終処分場</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>施設の名称</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊 (有筋) (無筋)</td> <td>㈱田端工業リサイクルセンター</td> <td>埼玉県川越市 下小坂字五反田 775-1</td> <td>定休日:日曜日、祝日 第2・4土曜日 廃材の小割条件:30×30×10cm以下 受入時間帯:8:00~17:00</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物 (塗膜剥離剤 廃塗膜・ケレンかす)</td> <td rowspan="2">イー・ステージ ㈱</td> <td rowspan="2">長野県小諸市大字 平原309-1</td> <td>定休日:土曜日、日曜日、祝日 荷姿:ドラム缶 受入時間帯:8:30~16:00</td> </tr> <tr> <td>一般管理産業廃棄物 (研削材)</td> <td>荷姿:フレキシブルコンテナパック 又はドラム缶 受入時間帯:8:30~16:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>(3) 建設汚泥の処分に要する費用については監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p> <p>18-3 再生資材供給量の報告 本特記仕様書18-2(2)「再資源化(最終処分)をする施設の名称及び所在地」による照会により、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保出来ない場合は、監督員に報告(様式-5)し、その指示に従うものとする。</p> <p>18-4 再生資材の使用及び建設副産物の活用等に要する費用 再生資材の使用及び建設副産物の活用等(建設汚泥を除く)に要する費用は、関連する単価表の項目の単価に含むものとし別途支払は行わないものとする。ただし、監督員が必要であると認めて再生資材の使用及び建設副産物の活用等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。 また、本特記仕様書18-2「建設副産物の活用等」(3)により定められた処理に要する費用は、監督員と受注者で協議し定めるものとする。</p>	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	コンクリート塊(有筋)	コンクリート構造物(取壊し箇所)	約 35m ³	再資源化施設	コンクリート塊(無筋)	W J 工法及びアンカー削孔(取壊し箇所及び削孔箇所)	約 48m ³	再資源化施設	建設汚泥	W J 工法によるはつり処理箇所	未定	最終処分場 汚泥処理は別途協議	一般管理産業廃棄物 (研削材)	上部工 鋼桁 (付属物等の設置箇所)	約16 t	最終処分場	特別管理産業廃棄物 (塗膜剥離剤 廃塗膜・ケレンかす)	上部工 鋼桁 (付属物等の設置箇所)	約1 t	最終処分場	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	コンクリート塊 (有筋) (無筋)	㈱田端工業リサイクルセンター	埼玉県川越市 下小坂字五反田 775-1	定休日:日曜日、祝日 第2・4土曜日 廃材の小割条件:30×30×10cm以下 受入時間帯:8:00~17:00	建設汚泥	-	-	-	特別管理産業廃棄物 (塗膜剥離剤 廃塗膜・ケレンかす)	イー・ステージ ㈱	長野県小諸市大字 平原309-1	定休日:土曜日、日曜日、祝日 荷姿:ドラム缶 受入時間帯:8:30~16:00	一般管理産業廃棄物 (研削材)	荷姿:フレキシブルコンテナパック 又はドラム缶 受入時間帯:8:30~16:00
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																																																																																			
コンクリート塊(有筋)	コンクリート構造物(取壊し箇所)	約 35m ³	再資源化施設																																																																																			
コンクリート塊(無筋)	W J 工法及びアンカー削孔(取壊し箇所及び削孔箇所)	約 48m ³	再資源化施設																																																																																			
建設汚泥	W J 工法によるはつり処理箇所	未定	最終処分場 汚泥処理は別途協議																																																																																			
特別管理産業廃棄物 (塗膜剥離剤廃塗膜)	上部工 鋼桁 (付属物等の設置箇所)	約 16 t	最終処分場																																																																																			
一般管理産業廃棄物 (1種ケレン)	上部工 鋼桁 (付属物等の設置箇所)	約 1 t	最終処分場																																																																																			
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件																																																																																			
コンクリート塊 (有筋) (無筋)	㈱田端工業リサイクルセンター	埼玉県川越市 下小坂字五反田 775-1	定休日:日曜日、祝日 第2・4土曜日 廃材の小割条件:30×30×10cm以下 受入時間帯:8:00~17:00																																																																																			
建設汚泥	-	-	-																																																																																			
特別管理産業廃棄物 (塗膜剥離剤廃塗膜)	㈱大洋サービス	静岡県浜松市西区 篠原町26745-1	定休日:日曜日、祝日 荷姿:ドラム缶 受入時間帯:8:00~16:30																																																																																			
一般管理産業廃棄物 (1種ケレン)			荷姿:フレキシブルコンテナパック 又はドラム缶 受入時間帯:8:00~16:30																																																																																			
建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等																																																																																			
コンクリート塊(有筋)	コンクリート構造物(取壊し箇所)	約 35m ³	再資源化施設																																																																																			
コンクリート塊(無筋)	W J 工法及びアンカー削孔(取壊し箇所及び削孔箇所)	約 48m ³	再資源化施設																																																																																			
建設汚泥	W J 工法によるはつり処理箇所	未定	最終処分場 汚泥処理は別途協議																																																																																			
一般管理産業廃棄物 (研削材)	上部工 鋼桁 (付属物等の設置箇所)	約16 t	最終処分場																																																																																			
特別管理産業廃棄物 (塗膜剥離剤 廃塗膜・ケレンかす)	上部工 鋼桁 (付属物等の設置箇所)	約1 t	最終処分場																																																																																			
特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件																																																																																			
コンクリート塊 (有筋) (無筋)	㈱田端工業リサイクルセンター	埼玉県川越市 下小坂字五反田 775-1	定休日:日曜日、祝日 第2・4土曜日 廃材の小割条件:30×30×10cm以下 受入時間帯:8:00~17:00																																																																																			
建設汚泥	-	-	-																																																																																			
特別管理産業廃棄物 (塗膜剥離剤 廃塗膜・ケレンかす)	イー・ステージ ㈱	長野県小諸市大字 平原309-1	定休日:土曜日、日曜日、祝日 荷姿:ドラム缶 受入時間帯:8:30~16:00																																																																																			
一般管理産業廃棄物 (研削材)			荷姿:フレキシブルコンテナパック 又はドラム缶 受入時間帯:8:30~16:00																																																																																			
	14	14																																																																																				

訂正箇所	正誤区分																																					
	誤	正																																				
特記仕様書 P37 23-12 塗膜除去工 23-12-6 施工 (7) 廃材の処理	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>素地調整の種別</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落橋防止システム 横変位拘束構造A～D</td> <td>1種</td> <td>新設部材と既設桁部材との接触面</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、塗膜剥離剤により既存塗膜の除去を行う場合、塗膜除去完了後に行うバキュームブラスト施工時において、鉛等有害物の濃度を十分に低下させる実用上の効果が期待できる工法を使用するものとする。なお、塗膜剥離剤による既存塗膜の除去程度は、特殊部や狹隘部などの塗膜除去困難部を除き、黒皮又は鋼素地面を露出させるものとする。</p> <p>(7) 廃材の処理 塗膜の除去及び素地調整により発生する廃塗膜（研削材含む）等は次表のとおりとし、処理については本特記仕様書18-2「建設副産物の活用等」によるものとする。また、廃塗膜等の数量に変更が伴う場合は、監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位当たり廃塗膜及び鉞さい数量</th> <th>合計数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃塗膜処分 塗膜剥離剤</td> <td>約39.0kg/m²</td> <td>15.51 t</td> <td>特別管理産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>廃塗膜処分 1種ケレン（一般部・特殊部）</td> <td>約1.0kg/m²</td> <td>0.40 t</td> <td>一般管理産業廃棄物</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 安全対策 施工にあたっては、厚労省通達、関連法令及び「構造物施工管理要領」Ⅲ 保全編 2-1-3「塗装作業」の規定に従わなければならない。 また、塗膜の除去作業にあたっては、作業員の安全や火災に対する安全等対策や周辺環境への影響についても考慮し、次の対策を実施する。 なお、塗膜除去に有機溶剤を使用する場合の火災安全対策に要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>【共通事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業箇所については、その旨を明示すると共に、作業員以外の立入禁止措置を講じる。 2) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業は、常時、作業員の状況を把握できるような体制を確保すること。 3) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業を近接した場所で同時に行うことは避けること。 4) 剥離剤を使用してかき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生する。足場外には、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出すること。また、運搬又は貯蔵を行う場合は、堅固な容器に入れるまたは、確実に包装した上で、見やすい箇所に名称や取扱い上の注意事項を表示する。なお、作業中は安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書に示された安全上の留意点に従うこと。 5) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、塗膜除去の作業の実施箇所ごとに全体換気設備と合わせて作業箇所の低位置においても換気設備を配置し、作業開始前に十分換気し作業を開始するとともに、作業中常時使用すること。また、有効に作動するガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスや中毒など人体に悪影響を及ぼす可能性のあるガスが滞留しやすい低い位置で測定を行い、使用する剥離剤に応じ適切に設定した基準値を超過した場合及びその他異常を察知した場合は直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。 6) 塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）の品質基準に適合するものとし、安全データシート 	単価表の項目	素地調整の種別	摘要	落橋防止システム 横変位拘束構造A～D	1種	新設部材と既設桁部材との接触面	項目	単位当たり廃塗膜及び鉞さい数量	合計数量	摘要	廃塗膜処分 塗膜剥離剤	約39.0kg/m ²	15.51 t	特別管理産業廃棄物	廃塗膜処分 1種ケレン（一般部・特殊部）	約1.0kg/m ²	0.40 t	一般管理産業廃棄物	<table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>素地調整の種別</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>落橋防止システム 横変位拘束構造A～D</td> <td>1種</td> <td>新設部材と既設桁部材との接触面</td> </tr> </tbody> </table> <p>受注者は、塗膜剥離剤により既存塗膜の除去を行う場合、塗膜除去完了後に行うバキュームブラスト施工時において、鉛等有害物の濃度を十分に低下させる実用上の効果が期待できる工法を使用するものとする。なお、塗膜剥離剤による既存塗膜の除去程度は、特殊部や狹隘部などの塗膜除去困難部を除き、黒皮又は鋼素地面を露出させるものとする。</p> <p>(7) 研削材及び廃塗膜・ケレンかすの処理 塗膜の除去及び素地調整により発生する研削材及び廃塗膜・ケレンかすは次表のとおりとし、処理については本特記仕様書18-2「建設副産物の活用等」によるものとする。また、研削材及び廃塗膜・ケレンかすの数量に変更が伴う場合は、監督員と受注者で協議して定めるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>廃塗膜及び研削材・ケレンかす単位当たり数量</th> <th>合計数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研削材</td> <td>約39.0kg/m²</td> <td>15.51 t</td> <td>一般管理産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>塗膜剥離剤 廃塗膜 ケレンかす</td> <td>約1.0kg/m²</td> <td>0.40 t</td> <td>特別管理産業廃棄物</td> </tr> </tbody> </table> <p>(8) 安全対策 施工にあたっては、厚労省通達、関連法令及び「構造物施工管理要領」Ⅲ 保全編 2-1-3「塗装作業」の規定に従わなければならない。 また、塗膜の除去作業にあたっては、作業員の安全や火災に対する安全等対策や周辺環境への影響についても考慮し、次の対策を実施する。 なお、塗膜除去に有機溶剤を使用する場合の火災安全対策に要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>【共通事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業箇所については、その旨を明示すると共に、作業員以外の立入禁止措置を講じる。 2) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の取扱い作業は、常時、作業員の状況を把握できるような体制を確保すること。 3) ベンジルアルコール及びジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤の吹き付け作業と塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業を近接した場所で同時に行うことは避けること。 4) 剥離剤を使用してかき落とした塗膜くずは、速やかに集積し、足場内に保管する場合は、小分けにし、難燃シート等により養生する。足場外には、少なくとも1日1回以上の頻度で搬出すること。また、運搬又は貯蔵を行う場合は、堅固な容器に入れるまたは、確実に包装した上で、見やすい箇所に名称や取扱い上の注意事項を表示する。なお、作業中は安全データシート（SDS）及び製品の取扱い説明書に示された安全上の留意点に従うこと。 5) 水性の塗膜剥離剤を使用する場合であっても、塗膜除去の作業の実施箇所ごとに全体換気設備と合わせて作業箇所の低位置においても換気設備を配置し、作業開始前に十分換気し作業を開始するとともに、作業中常時使用すること。また、有効に作動するガス検知器を作業班ごとに配備し、可燃性ガスや中毒など人体に悪影響を及ぼす可能性のあるガスが滞留しやすい低い位置で測定を行い、使用する剥離剤に応じ適切に設定した基準値を超過した場合及びその他異常を察知した場合は直ちに作業を中止し、作業員を退避させるとともに、換気等により濃度を下げる措置を行うこと。 6) 塗膜剥離剤は、ガイドライン（案）の品質基準に適合するものとし、安全データシート 	単価表の項目	素地調整の種別	摘要	落橋防止システム 横変位拘束構造A～D	1種	新設部材と既設桁部材との接触面	項目	廃塗膜及び研削材・ケレンかす単位当たり数量	合計数量	摘要	研削材	約39.0kg/m ²	15.51 t	一般管理産業廃棄物	塗膜剥離剤 廃塗膜 ケレンかす	約1.0kg/m ²	0.40 t	特別管理産業廃棄物
単価表の項目	素地調整の種別	摘要																																				
落橋防止システム 横変位拘束構造A～D	1種	新設部材と既設桁部材との接触面																																				
項目	単位当たり廃塗膜及び鉞さい数量	合計数量	摘要																																			
廃塗膜処分 塗膜剥離剤	約39.0kg/m ²	15.51 t	特別管理産業廃棄物																																			
廃塗膜処分 1種ケレン（一般部・特殊部）	約1.0kg/m ²	0.40 t	一般管理産業廃棄物																																			
単価表の項目	素地調整の種別	摘要																																				
落橋防止システム 横変位拘束構造A～D	1種	新設部材と既設桁部材との接触面																																				
項目	廃塗膜及び研削材・ケレンかす単位当たり数量	合計数量	摘要																																			
研削材	約39.0kg/m ²	15.51 t	一般管理産業廃棄物																																			
塗膜剥離剤 廃塗膜 ケレンかす	約1.0kg/m ²	0.40 t	特別管理産業廃棄物																																			

訂正箇所	正誤区分																					
	誤	正																				
特記仕様書 P39 23-12 塗膜除去工 23-12-8 支払	<p>2 1) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用すること。</p> <p>2 2) 防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）、不透水性の防護服・保護手袋・保護長靴などの保護具を確実に着用するとともに、防毒使用方法、使用時間・回数等を遵守する。</p> <p>2 3-1 2-7 数量の検測 塗膜除去工の数量の検測は、設計数量（㎡）で行うものとする。</p> <p>2 3-1 2-8 支払 塗膜除去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当たりの契約単価で行うものとする。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う当該塗料の成分把握のための調査、塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去及び廃塗膜処分（塗膜剥離剤）、バキュームブラストによる1種ケレン（一般部・特殊部）及び廃塗膜処分（1種ケレン）の廃塗膜の処分場への積込・運搬・処分等塗膜除去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するのに必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">単価表の項目</th> <th style="width: 50%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特-（4）</td> <td>塗膜除去工</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 3-1 3 撤去設置工 検査路B 2 3-1 3-1 定義 撤去設置工 検査路Bとは設計図書及び監督員の指示に従って、縁端幅及び梁補強の施工に伴い、既設の検査路が支障となるため、施工前に撤去し、本特記仕様書15-1「発生する残存物件と引渡し方法」に従い引き渡しを行い、施工完了後に新たに新設の検査路Bを設置することをいう。</p> <p>2 3-1 3-2 種別 撤去設置工 検査路Bの種別は共通仕様書11-6-2「検査路の種別」に下表を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="width: 70%;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去設置工 検査路B</td> <td>既設の下部工検査路を撤去し、新設の昇降はしご及び下部工に取付ける検査路を示す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 3-1 3-3 検査路の材料 新設検査路Bの材料については共通仕様書11-6-3「検査路の材料」を適用するものとする。</p> <p>2 3-1 3-4 製作 新設検査路Bの製作については共通仕様書11-6-4「製作」の規定を適用するものとする。</p> <p>2 3-1 3-5 製品検査 新設検査路Bに用いる製品については共通仕様書11-6-5「製品検査」の規定を適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">39</p>		単価表の項目	検測の単位	特-（4）	塗膜除去工	㎡	単価表の項目	区分内容	撤去設置工 検査路B	既設の下部工検査路を撤去し、新設の昇降はしご及び下部工に取付ける検査路を示す。	<p>2 1) ジクロロメタンを含有する塗膜剥離剤を吹き付けた後の塗膜除去作業は、送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用すること。</p> <p>2 2) 防護眼鏡、送気マスクや防毒マスク（有機ガス用防毒マスクの型式検定合格品）、不透水性の防護服・保護手袋・保護長靴などの保護具を確実に着用するとともに、防毒使用方法、使用時間・回数等を遵守する。</p> <p>2 3-1 2-7 数量の検測 塗膜除去工の数量の検測は、設計数量（㎡）で行うものとする。</p> <p>2 3-1 2-8 支払 塗膜除去工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1㎡当たりの契約単価で行うものとする。</p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う当該塗料の成分把握のための調査、塗膜剥離剤による有害物質を含む旧塗膜の除去及び廃塗膜処分（塗膜剥離剤・ケレンかす）、バキュームブラストによる1種ケレン（一般部・特殊部）及び研削材の積込・処分場への運搬・処分、素地調整等、塗膜除去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するのに必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">単価表の項目</th> <th style="width: 50%;">検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特-（4）</td> <td>塗膜除去工</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 3-1 3 撤去設置工 検査路B 2 3-1 3-1 定義 撤去設置工 検査路Bとは設計図書及び監督員の指示に従って、縁端幅及び梁補強の施工に伴い、既設の検査路が支障となるため、施工前に撤去し、本特記仕様書15-1「発生する残存物件と引渡し方法」に従い引き渡しを行い、施工完了後に新たに新設の検査路Bを設置することをいう。</p> <p>2 3-1 3-2 種別 撤去設置工 検査路Bの種別は共通仕様書11-6-2「検査路の種別」に下表を追加する。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">単価表の項目</th> <th style="width: 70%;">区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去設置工 検査路B</td> <td>既設の下部工検査路を撤去し、新設の昇降はしご及び下部工に取付ける検査路を示す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 3-1 3-3 検査路の材料 新設検査路Bの材料については共通仕様書11-6-3「検査路の材料」を適用するものとする。</p> <p>2 3-1 3-4 製作 新設検査路Bの製作については共通仕様書11-6-4「製作」の規定を適用するものとする。</p> <p>2 3-1 3-5 製品検査 新設検査路Bに用いる製品については共通仕様書11-6-5「製品検査」の規定を適用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">39</p>		単価表の項目	検測の単位	特-（4）	塗膜除去工	㎡	単価表の項目	区分内容	撤去設置工 検査路B	既設の下部工検査路を撤去し、新設の昇降はしご及び下部工に取付ける検査路を示す。
	単価表の項目	検測の単位																				
特-（4）	塗膜除去工	㎡																				
単価表の項目	区分内容																					
撤去設置工 検査路B	既設の下部工検査路を撤去し、新設の昇降はしご及び下部工に取付ける検査路を示す。																					
	単価表の項目	検測の単位																				
特-（4）	塗膜除去工	㎡																				
単価表の項目	区分内容																					
撤去設置工 検査路B	既設の下部工検査路を撤去し、新設の昇降はしご及び下部工に取付ける検査路を示す。																					